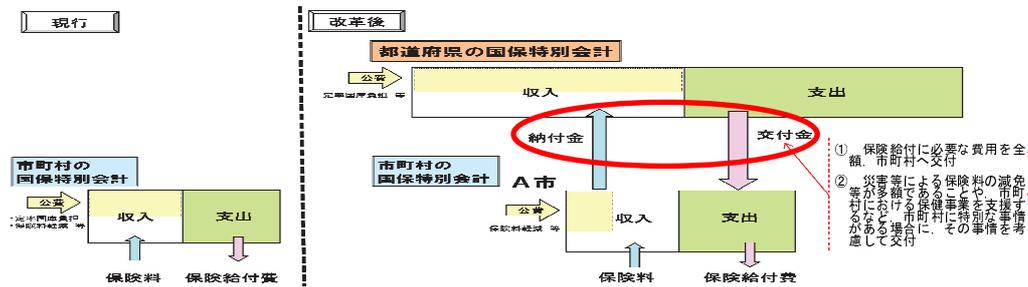


国保県単位化に伴う県条例の整備について

1 12月定例議会提案予定の条例案の内容について

県から市町へ交付する交付金に関する条例及び県が市町から徴収する事業費納付金に関する条例については、県の条例制定を受けて市町の3月定例会において関係条例の整備等を行う必要があるため、12月定例県議会への提案する予定。



(1) 国民健康保険給付費等交付金条例 (案)

ア 要旨

国民健康保険法 (以下「法」という。) 及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 (以下「政令」という。) に基づき、県が行う国民健康保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項を定める。

イ 条例で規定する主な事項

- (ア) 普通交付金の交付事由 (市町による療養の給付 他)
- (イ) 特別交付金の交付事由 (当該市町の災害その他特別の事情に応じて交付される国特別調整交付金 他)

ウ 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

(2) 国民健康保険事業費納付金条例 (案)

ア 要旨

法及び政令に基づき、県が行う国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定める。

イ 条例で規定する主な事項

各市町の納付金の算出に必要な係数・指数等

| 項目 | 内容 |
|----------------------|--|
| α (医療費指数反映係数) | 0 を標準とする。⇒医療費水準を反映しない |
| β (所得係数) | 国基準どおり。(β´は用いない) ⇒応能応益比を国基準どおりとする |
| 所得 (応能) のシェア | 所得割により算出 (資産割は用いない) |
| 人数 (応益) のシェア | 均等割及び平等割により算出 |
| 均等割指数 (均等割と平等割の賦課割合) | 0 超 1 未満で知事が定める。 (知事が 0.7 (均等割 : 平等割 = 70 : 30) と定める予定) |

ウ 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

2 関係条例の議会提案時期等について

| 時期 | 県 | 市町 |
|--------------------|--|--|
| H29.12 【12月定例会】 | <p>【新設】</p> <p>①国民健康保険給付費等交付金条例 ・県から市町へ交付する普通交付金、特別交付金の交付事由の規定等</p> <p>【新設】</p> <p>②国民健康保険事業費納付金条例 ・納付金算定に用いる係数、指数の基準等</p> | |
| H30.1 | <p>納付金の算出に必要な係数・指数等の告示</p> | |
| H30.2 【2月定例会】 | <p>【新設】</p> <p>③国民健康保険運営協議会条例 ・協議会委員の定数</p> <p>【改正】</p> <p>④国民健康保険財政安定化基金条例 ・交付事由、拠出金の徴収方法等を追加</p> <p>【廃止】</p> <p>⑤国民健康保険調整交付金の交付に関する条例 ・制度がなくなるため廃止</p> | <p>【改正】</p> <p>国民健康保険条例 ・保険料 (税) 率の改正等</p> |